

6613R

昭和二十四年一月 中官報目録

自第六五九〇号
至第六六二二号

凡例

委任及辞令以下の各記事欄は務要
公文姓名の上の数字は番号
姓名の下の数字は上段は頁数、下段は日
頁数の番号外の左欄の○内の数字は号外の番号

詔書
●国会の特別会を東京に召集(号外)
○一〇

法律
一 教育公務員特例法制定、教育委員会法中改正
号外三

政令
一 運輸省官制外九件中改正
号二
二 改正
三 商工省官制外六件中改正
号三
四 建設省官制外五件中改正
号三
五 未得員等についての届書に関する件
号三
六 教育公務員特例法施行令制定、教育委員会施行令中改正
号外三
七 逓信省官制外二件中改正
号三
八 国立総合大学官制外二件中改正
号三
九 農林省職業安定審議会令
号三
一〇 法務省刑務所令中改正
号三
一一 司法省務局令中改正
号三
一二 経済調査廳法施行令中改正
号二

一三 特別職の職員に係給等に関する件
一四 地方自治法施行令外一件中改正
一五 農林省官制外二十件中改正
一六 衛生保護法施行令中改正
一七 法務省官制外五件中改正
一八 傳染病研究所官制外五件中改正
一九 官立大学官制中改正
二〇 官立専門学校官制中改正
二一 日用品検査所令中改正
二二 証券取引委員会の委員長等補選令中改正
二三 社会保険調整協議会令
二四 社会保険調整協議会令
二五 農林省輸出品検査所令
二六 船舶運轉管理令
二七 特定財産管理令中改正
二八 医國國家試験審議会令外二件中改正
二九 建設省設置法施行令中改正
三〇 検査官令中改正
三一 検査官令中改正

一三三 水産廳業務法第一條の施行に関する件制定等
同元

一 總理廳
二 政府職員の勤務時間に関する件
号外一
三 官廳勤務時間並休職に関する件中改正
同
四 労働情報局に勤務する職員の勤務時間に関する件
号二
五 労働情報局の職務時間に関する件
号二
六 科学技術行政協議会事務局に置かれる職員等の定員に関する件
号三
七 日本学術会議事務局に置かれる同上
号三
八 不動産登記の略記に關し官署の指定の件
号三
九 法務廳
一〇 司法事務局出張所ノ名称及登記管轄区域中改正
号三
一一 同上
一二 法務廳に置かれる職員等の定員に関する件中改正
号三
一三 監獄法施行規則中改正
号三
一四 旭川司法事務局美瑛出張所設置
号三

一 總理廳
二 政府職員の勤務時間に関する件
号外一
三 官廳勤務時間並休職に関する件中改正
同
四 労働情報局に勤務する職員の勤務時間に関する件
号二
五 労働情報局の職務時間に関する件
号二
六 科学技術行政協議会事務局に置かれる職員等の定員に関する件
号三
七 日本学術会議事務局に置かれる同上
号三
八 不動産登記の略記に關し官署の指定の件
号三
九 法務廳
一〇 司法事務局出張所ノ名称及登記管轄区域中改正
号三
一一 同上
一二 法務廳に置かれる職員等の定員に関する件中改正
号三
一三 監獄法施行規則中改正
号三
一四 旭川司法事務局美瑛出張所設置
号三

省令
一 文官俸給支給細則中改正
号三
二 文官俸給支給定日の特例に関する件中改正
号三

一 外國郵便料金規則中改正
号六
二 總理廳通信省
三 電氣用品取扱規則中改正
号三
四 重要物資の種類及び検査手続料の制限額に関する件中改正
号二
五 總理廳農林省
六 重要物資の種類及び検査手続料の制限額に関する件中改正
号二
七 總理廳商工省
八 電氣用品取扱規則中改正
号三
九 總理廳通信省
一〇 外國郵便料金規則中改正
号六
一一 外務省
一二 外務省所管内閣營業規則中改正
号一
一三 大藏省
一四 文官俸給支給細則中改正
号三
一五 文官俸給支給定日の特例に関する件中改正
号三

省令
一 文官俸給支給細則中改正
号三
二 文官俸給支給定日の特例に関する件中改正
号三

一 外國郵便料金規則中改正
号六
二 總理廳通信省
三 電氣用品取扱規則中改正
号三
四 重要物資の種類及び検査手続料の制限額に関する件中改正
号二
五 總理廳農林省
六 重要物資の種類及び検査手続料の制限額に関する件中改正
号二
七 總理廳商工省
八 電氣用品取扱規則中改正
号三
九 總理廳通信省
一〇 外國郵便料金規則中改正
号六
一一 外務省
一二 外務省所管内閣營業規則中改正
号一
一三 大藏省
一四 文官俸給支給細則中改正
号三
一五 文官俸給支給定日の特例に関する件中改正
号三

一 裁判官官制外九件中改正
号二
二 改正
三 商工省官制外六件中改正
号三
四 建設省官制外五件中改正
号三
五 未得員等についての届書に関する件
号三
六 教育公務員特例法制定、教育委員会法中改正
号外三
七 逓信省官制外二件中改正
号三
八 国立総合大学官制外二件中改正
号三
九 農林省職業安定審議会令
号三
一〇 法務省刑務所令中改正
号三
一一 司法省務局令中改正
号三
一二 経済調査廳法施行令中改正
号二

一三 特別職の職員に係給等に関する件
一四 地方自治法施行令外一件中改正
一五 農林省官制外二十件中改正
一六 衛生保護法施行令中改正
一七 法務省官制外五件中改正
一八 傳染病研究所官制外五件中改正
一九 官立大学官制中改正
二〇 官立専門学校官制中改正
二一 日用品検査所令中改正
二二 証券取引委員会の委員長等補選令中改正
二三 社会保険調整協議会令
二四 社会保険調整協議会令
二五 農林省輸出品検査所令
二六 船舶運轉管理令
二七 特定財産管理令中改正
二八 医國國家試験審議会令外二件中改正
二九 建設省設置法施行令中改正
三〇 検査官令中改正
三一 検査官令中改正

- 三 砂防費供給調整規程中改正 三三三
- 四 昭和二十四年度セネシナス規則 一六六
- 五 水産會法施行規則外一件の廃止に関する件 外外元
- 農林省 商工省
 - 一 指定生産資料調出規則附則第 中改正 六八
 - 商工省
 - 一 商工省所管不動産登記の廃止に関する件 規定等 五二
 - 二 重要資料使用制限規則中改正 式四
 - 三 輸出織造品検査額検査規則 一五七
 - 四 農機工業用染色加工機農具使用制限規則中改正 一八二
 - 五 綿花、羊毛等の調査に関する件 一七三
 - 六 昭和二十三年年度第三、四半期の割当にかかわる紙の需要者割当證明書の有効期限の特例に関する件 七三
 - 運輸省
 - 一 郵船法施行細則等中改正 三三三
 - 通信省
 - 一 電話規則中改正 二二七
 - 二 選電無線郵便取扱の特例に関する件 中改正 八七
 - 三 外國郵便取扱規則中改正 六六
 - 四 年金恩給支給規則等 中改正 一八六

●労働省

- 一 公共職業安定所の職員勤務時間の特例に関する命令 外外
- 二 公共職業安定所の職務時間の特例に関する命令 同
- 三 労働基準監督署の位置、名称及び管轄区域中改正 一八二

●人事院

- 一 規則の法的根拠 外外
- 二 規則の分類 同
- 三 用語の定義 同
- 四 現行の法律、命令及び規則の廃止 同
- 一〇 人事官の宣誓 同
- 一一 人事院會議及びその手続 同
- 一二 記録報告及び統計 同
- 一三 事務局長の権限 同
- 一四 試験規則 同
- 一五 受験の資格要件 同
- 一六 試験の告知 同
- 一七 試験機関 同
- 一八 任命権者 同
- 一九 職員の任用及び俸給 同
- 二〇 職員の懲戒 同
- 二一 職員の懲戒 同
- 二二 懲戒処分に対する請求 同
- 二三 交渉の手続 同
- 二四 交渉中改正 同

●職員勤務時間

- 一五〇 職員勤務時間に関する規則 同
- 一五一 勤務を要しない時間 同
- 一五二 休息時間 同
- 最高裁判所
 - 一 一般職たる裁判所職員の勤務時間に関する件 元
 - 二 裁判官規程等施行規則中改正 元
 - 三 刑事訴訟規則についての罰金等臨時措置 二元
 - 会計検査院
 - 一 會計検査院事務新設局事務分掌及び分課規則中改正 二六三
 - 國家公安委員會
 - 一 指紋照取取扱規程設定、旧規程廃止 外外元

●令第十二條第四項等

- 一 規定による認可を財務局長に行わせる件 中改正 八三
- 二 税務署及び管收收入官配置に関する件 中改正 一七二
- 文部省
 - 一 学術用語調査会規程 五
 - 厚生省
 - 一 国立病院及び国立療養所において特別の勤務に従事する職員勤務時間、日数、待遇 一八〇
 - 農林省
 - 一 自作農別荘別荘措置特別會計事務規程中改正 八四
 - 國家地方警察
 - 一 指紋原紙取扱細則 外外元

●警務廳

- 一 警務廳長に委任する者でない者の確認を内閣府大臣に對して求むべき期日指定 七二
- 二 指定統計第十九号の次に追加 二
- 三 地方警察を管轄することのできる市指定 三三
- 四 隘路取締の處理に関する典禮取立手續要領 三三

●宮内府

- 一 天皇皇太后陛下御出川御葉山へ奉養御出 二
- 二 同慶寺御出 二
- 大藏省
 - 一 東武信用組合さかえ定期金の細目等 三三

●地方官

- 一 鹿兒島縣薩摩大村の区域のうち大字北方及び南方の区域をもつて新たに薩摩郡中津川村設置 三三三
- 二 長崎縣上郷郡豊村を豊崎町とする件 三三三
- 三 香川縣三豊郡観音寺町のうち大字伊吹を分けてその区域をもつて伊吹村設置 三三三
- 四 富山縣西郷郡波田村を廃しその区域を高岡市に編入 三三三
- 五 高岡市に編入 三三三
- 六 三河郡藤原郡松江村及び朝見村を併しその区域を松阪市に編入 三三三
- 七 廣島縣及三郷河内村大字日下等の区域を同郡三次町に編入 三三三
- 八 靜岡縣浜名郡北濱村と引佐郡鹿玉村との境界変更 三三三
- 九 地方官の行方不明となる市指定 三三三
- 一〇 統計委員會議決要領新編修正 八九元
- 一一 新潟縣佐和田郡川村の一部を同郡新田村及び佐野村の区域に編入 八九元
- 一二 宮内府
 - 一 天皇皇太后陛下御出川御葉山へ奉養御出 二
 - 二 同慶寺御出 二
 - 大藏省
 - 一 東武信用組合さかえ定期金の細目等 三三

二 第四銀行ふくく定

一九 たのしみ積金の細目

三九 十八銀行寄附預金

●法務廳

●少年審判所の支那船

七 高等學校高等科卒業

四 年々恩賜賞給品等
中改正 一〇三六

一四〇 交通の手段
同上中改正 外三
三〇八

附についで自作處
創設特別刑務法施行
等

閣下、英領事、立手続
要領 三三三

一 軍式信用組合等
定期貯金の細目等 三三三

<p>四 年々恩賜賞給品等 中改正 一〇三六</p>	<p>一四〇 交通の手段 同上中改正 外三 三〇八</p>	<p>附についで自作處 創設特別刑務法施行 等</p>	<p>閣下、英領事、立手続 要領 三三三</p>	<p>一 軍式信用組合等 定期貯金の細目等 三三三</p>
<p>二 第四銀行よくく定 期預金の細目等 三三三</p>	<p>一九 たいしめ株金の細目 等を定める告示中改 正 三三三</p>	<p>三九 十八銀行約定定期金 の細目等 三三三</p>	<p>●法務部 一 少年裁判所の支那部 置 三三三</p>	<p>七 高等学校高等科各業 者若しくは大学予科 修了者と同等級以上と 指定された者 三三三</p>
<p>三 國債証券、貯蓄債券 及び短期債券の價格 を指定する告示中改 正 三三三</p>	<p>二〇 連合國財政管理人職 任 三三三</p>	<p>四〇 佛國電信組合貯蓄 金附ニコニコ定期貯 金の細目等 三三三</p>	<p>二 少年院の分監設置 三 日本國籍離脱者 四 司法保護委員令 第四條の規定に依る 保護区域ノ区域中改正 七 日本國籍離脱者 九 一〇 同上</p>	<p>●厚生省 一 政府の督掌する養老 保險の保險料を定め る告示 二 昭和二十三年度第一 回畜産医師國家試験 予備及び試験地試験の 日程及び試験地</p>
<p>四 保險募集の取極に關 する決行規則第五條 五條第二項並に規則 定による場合指定 五 酒類の類別決定に關 する告示中改正 三三三</p>	<p>二一 連合國財政管理人職 任 三三三</p>	<p>四一 大垣共立銀行大垣定 期貯金の細目等 三三三</p>	<p>二一 少年院の種別を定め る件 三三三</p>	<p>二 醫藥法施行規則第十 一條第一項第二号の 規定による病院指定 四 同上規則第十二條 第二項第一号の規定 による保健所指定 六 朝鮮に對する「コレ ラ」の流行地指定解 除 三三三</p>
<p>五 和室村役所貯蓄金附 定期貯金の細目等を 定める告示中改正 三三三</p>	<p>二二 連合國財政管理人職 任 三三三</p>	<p>四二 外關わせ地租の指 定に關する件既止 四三 關稅定率法第七條第 十号による標準米考 品の免稅新申請手 続中改正 三三三</p>	<p>二二 戒煙、協會其 他の團體の組織の 禁止等に関する件既 五條ノ三、四、五條ノ 四の規定に基き覚書 該當者に準じ公職ノ り除去される者とし て指定した者 三三三</p>	<p>三 一 一 中華民國民、ワイリツ ピン及び滿洲國を遊 するの旅行地と名称 八 國立病院の名稱及 び位置に関する件申 改正 三三三</p>
<p>六 金融機關資金融通正 定め告示中改正 三三三</p>	<p>二三 連合國財政管理人職 任 三三三</p>	<p>四四 連合國財政保護令 四四 同上 四五 阿波商業銀行七規定 期貯金の細目等 三三三</p>	<p>二二 戒煙、協會其 他の團體の組織の 禁止等に関する件既 五條ノ三、四、五條ノ 四の規定に基き覚書 該當者に準じ公職ノ り除去される者とし て指定した者 三三三</p>	<p>七 仁科工場健康保險組 合名称変更 三三三</p>
<p>七 昭和二十四年一月一 日以後における日本 銀行券の発行額を 定め告示 三三三</p>	<p>二四 肥後銀行定期金の細 目等 三三三</p>	<p>四八 預和銀行さくら定期 預金の細目等 三三三</p>	<p>二二 戒煙、協會其 他の團體の組織の 禁止等に関する件既 五條ノ三、四、五條ノ 四の規定に基き覚書 該當者に準じ公職ノ り除去される者とし て指定した者 三三三</p>	<p>九 仁科工場健康保險組 合名称変更 三三三</p>
<p>八 昭和二十四年一月一 日以後における日本 銀行券の発行額を 定め告示 三三三</p>	<p>二五 第一回大農業者協 同組合農協定期貯金 の細目等 三三三</p>	<p>四九 山形縣豊年定期預 金の細目等 三三三</p>	<p>二二 戒煙、協會其 他の團體の組織の 禁止等に関する件既 五條ノ三、四、五條ノ 四の規定に基き覚書 該當者に準じ公職ノ り除去される者とし て指定した者 三三三</p>	<p>一〇 錦糸橋健康保險組合 たる事務所既止 二 日新化学工業製所 健康保險組合たる 事務所変更 三三三</p>
<p>九 昭和二十四年一月一 日以後における日本 銀行券の発行額を 定め告示 三三三</p>	<p>二六 第一回大農業者協 同組合農協定期貯金 の細目等 三三三</p>	<p>五〇 (貯金)の細目等 廣島信用組合たのし み積金の細目等 三三三</p>	<p>二二 戒煙、協會其 他の團體の組織の 禁止等に関する件既 五條ノ三、四、五條ノ 四の規定に基き覚書 該當者に準じ公職ノ り除去される者とし て指定した者 三三三</p>	<p>一一 川崎重工業健康保險 組合たる事務所の 所在地変更 三三三</p>
<p>一〇 昭和二十四年一月一 日以後における日本 銀行券の発行額を 定め告示 三三三</p>	<p>二七 第一回大農業者協 同組合農協定期貯金 の細目等 三三三</p>	<p>五一 積金の細目等 大藏省、農林省 一 昭和三十五年以後 に使用する高等学校 の職業に関する教科 用圖書の檢定申請受 理細目等 三三三</p>	<p>二二 戒煙、協會其 他の團體の組織の 禁止等に関する件既 五條ノ三、四、五條ノ 四の規定に基き覚書 該當者に準じ公職ノ り除去される者とし て指定した者 三三三</p>	<p>一二 川崎重工業健康保險 組合たる事務所の 所在地変更 三三三</p>
<p>一一 連合國財政管理人職 任 三三三</p>	<p>二八 第一回大農業者協 同組合農協定期貯金 の細目等 三三三</p>	<p>五二 積金の細目等 大藏省、農林省 一 昭和三十五年以後 に使用する高等学校 の職業に関する教科 用圖書の檢定申請受 理細目等 三三三</p>	<p>二二 戒煙、協會其 他の團體の組織の 禁止等に関する件既 五條ノ三、四、五條ノ 四の規定に基き覚書 該當者に準じ公職ノ り除去される者とし て指定した者 三三三</p>	<p>一三 國産健康保險組合 たる事務所既止 三 國産健康保險組合 たる事務所既止 三三三</p>
<p>一二 連合國財政管理人職 任 三三三</p>	<p>二九 第一回大農業者協 同組合農協定期貯金 の細目等 三三三</p>	<p>五三 積金の細目等 大藏省、農林省 一 昭和三十五年以後 に使用する高等学校 の職業に関する教科 用圖書の檢定申請受 理細目等 三三三</p>	<p>二二 戒煙、協會其 他の團體の組織の 禁止等に関する件既 五條ノ三、四、五條ノ 四の規定に基き覚書 該當者に準じ公職ノ り除去される者とし て指定した者 三三三</p>	<p>一四 國産健康保險組合 たる事務所既止 三 國産健康保險組合 たる事務所既止 三三三</p>

<p>四 昭和美濃健康保険組合事務所の所在地変更 一〇元</p> <p>五 花石石健健康保険組合名称変更 一〇元</p> <p>六 農林省 一 穀類の補獲禁止 二五七</p> <p>二 生鮮水産物配給規則の規定により定める件 二〇〇</p> <p>三 四 保安林個人(茨城縣、秋田縣) 六三三</p> <p>五 閉鎖機關農地開発宮岡大分縣大野郡三重町外一ヶ村地区第一区及び第二区換地処分規則第一條第二項等ノ規定ニ依リ指定の件別表中改正 二六三</p> <p>八 名古屋中央卸賣市場の開設認可 二五三</p> <p>九 耕種管理法案第三條の(二)書附の地域指定(鳥根縣) 二五三</p> <p>一〇 生鮮水産物の品目の指定に関する件の別表中改正 二五三</p> <p>一一 間接肥料販賣制限規則第三條により販賣を許可した件 二五七</p> <p>一二 耕地整理法案第三條ノ(二)項書附(鳥根縣)地域指定(鳥根縣) 二六二</p> <p>一三 一七 保安林解除(京都市及び新潟縣、岩手、秋田の各縣) 一〇元</p>	<p>一 熱帯産物検査試験規則第二條目書の規定により熱帯管理技術試験科目の部を免除できる者の資格及び免除科目を定める件 三三八</p> <p>二 三 三 別表第一の指定 六二</p> <p>三 電氣事業主任技術者資格認定規則により第一次試験物品として優良自動車部品として認定した自動車物品 九二</p> <p>四 商工省試験検査所、支所及び出張所の名称及び位置 二六六</p> <p>五 農工省労働統計調査規則による業種指定等の件 二六三</p> <p>六 機械製造品検査所、支所及び出張所の名称及び位置指定の件 二六三</p> <p>七 電氣事業主任技術者資格認定規則第十五條の規定による認定学校及びその卒業者の資格の件 二六三</p> <p>八 綿花、羊毛等の調査に関する件の規定により調査表を提出しなればならない者及び行政機関指定 二〇三</p>	<p>一 運輸省 一 船泊朝鮮人託送貨物及び積貨物と對し船舶運賃等と一時限りの連絡運輸の取扱についての一部改正 三三八</p> <p>二 合衆証券発行許可 三〇〇</p> <p>三 同上 三〇〇</p> <p>四 同上 三〇〇</p> <p>五 横濱關船隻手泊停車場にて取扱貨物取扱開始 三〇三</p> <p>六 志布志港積荷手泊間等に停車場設置 三〇三</p> <p>七 舞鶴水先区水先人探行のため水先人試験執行 三〇三</p> <p>八 内地連絡運輸規則中水都線尖祭山停車場で取扱貨物の取扱開始 三〇三</p> <p>九 船員職業安全法施行規則の規定による許可申請書の様式 三〇六</p> <p>一〇 船員職業安全法第五十九條第三項の規定する官吏の身分を示す証票の様式 三〇六</p> <p>一一 船員職業安全法施行規則第十二條第五項に規定する船員職業紹介所の従業証票の様式 三〇六</p> <p>一二 同規則第十二條第四項に規定する指印指定規則第十九條第四項に規定する委託募集に従事する者に支給 三〇六</p>	<p>一 同規則第二條第一項の規定により郵便による規定の申込について定める件 三〇六</p> <p>二 十八條に規定する船員職業補導を行う船員教育機関等 三〇六</p> <p>三 内地連絡運輸規則中改正 三〇六</p> <p>四 区域中改正 三〇六</p> <p>五 鉄道局分界の一部中改正 三〇六</p> <p>六 鉄道局管理部及鉄道局工機部設置ノ件中改正 三〇六</p> <p>七 区域中改正 三〇六</p> <p>八 鉄道局管理部及鉄道局工機部設置ノ件中改正 三〇六</p> <p>九 田山の線の一部不通に伴う釜石西線仙八線釜石東線線中大橋間の旅客及び手荷物の臨時取扱方 三〇六</p> <p>一〇 東海道本線芝罘停車場では浦合車及び浦合車間係貨物等に限り取扱 三〇六</p> <p>一一 船舶安全法施行規則等における管轄官廳指定 三〇六</p> <p>一二 青森線川井停車場で手荷物の取扱開始 三〇六</p>	<p>一 同規則第二條第一項の規定により郵便による規定の申込について定める件 三〇六</p> <p>二 十八條に規定する船員職業補導を行う船員教育機関等 三〇六</p> <p>三 内地連絡運輸規則中改正 三〇六</p> <p>四 区域中改正 三〇六</p> <p>五 鉄道局分界の一部中改正 三〇六</p> <p>六 鉄道局管理部及鉄道局工機部設置ノ件中改正 三〇六</p> <p>七 区域中改正 三〇六</p> <p>八 鉄道局管理部及鉄道局工機部設置ノ件中改正 三〇六</p> <p>九 田山の線の一部不通に伴う釜石西線仙八線釜石東線線中大橋間の旅客及び手荷物の臨時取扱方 三〇六</p> <p>一〇 東海道本線芝罘停車場では浦合車及び浦合車間係貨物等に限り取扱 三〇六</p> <p>一一 船舶安全法施行規則等における管轄官廳指定 三〇六</p> <p>一二 青森線川井停車場で手荷物の取扱開始 三〇六</p>	<p>一 同規則第二條第一項の規定により郵便による規定の申込について定める件 三〇六</p> <p>二 十八條に規定する船員職業補導を行う船員教育機関等 三〇六</p> <p>三 内地連絡運輸規則中改正 三〇六</p> <p>四 区域中改正 三〇六</p> <p>五 鉄道局分界の一部中改正 三〇六</p> <p>六 鉄道局管理部及鉄道局工機部設置ノ件中改正 三〇六</p> <p>七 区域中改正 三〇六</p> <p>八 鉄道局管理部及鉄道局工機部設置ノ件中改正 三〇六</p> <p>九 田山の線の一部不通に伴う釜石西線仙八線釜石東線線中大橋間の旅客及び手荷物の臨時取扱方 三〇六</p> <p>一〇 東海道本線芝罘停車場では浦合車及び浦合車間係貨物等に限り取扱 三〇六</p> <p>一一 船舶安全法施行規則等における管轄官廳指定 三〇六</p> <p>一二 青森線川井停車場で手荷物の取扱開始 三〇六</p>	<p>一 同規則第二條第一項の規定により郵便による規定の申込について定める件 三〇六</p> <p>二 十八條に規定する船員職業補導を行う船員教育機関等 三〇六</p> <p>三 内地連絡運輸規則中改正 三〇六</p> <p>四 区域中改正 三〇六</p> <p>五 鉄道局分界の一部中改正 三〇六</p> <p>六 鉄道局管理部及鉄道局工機部設置ノ件中改正 三〇六</p> <p>七 区域中改正 三〇六</p> <p>八 鉄道局管理部及鉄道局工機部設置ノ件中改正 三〇六</p> <p>九 田山の線の一部不通に伴う釜石西線仙八線釜石東線線中大橋間の旅客及び手荷物の臨時取扱方 三〇六</p> <p>一〇 東海道本線芝罘停車場では浦合車及び浦合車間係貨物等に限り取扱 三〇六</p> <p>一一 船舶安全法施行規則等における管轄官廳指定 三〇六</p> <p>一二 青森線川井停車場で手荷物の取扱開始 三〇六</p>	<p>一 同規則第二條第一項の規定により郵便による規定の申込について定める件 三〇六</p> <p>二 十八條に規定する船員職業補導を行う船員教育機関等 三〇六</p> <p>三 内地連絡運輸規則中改正 三〇六</p> <p>四 区域中改正 三〇六</p> <p>五 鉄道局分界の一部中改正 三〇六</p> <p>六 鉄道局管理部及鉄道局工機部設置ノ件中改正 三〇六</p> <p>七 区域中改正 三〇六</p> <p>八 鉄道局管理部及鉄道局工機部設置ノ件中改正 三〇六</p> <p>九 田山の線の一部不通に伴う釜石西線仙八線釜石東線線中大橋間の旅客及び手荷物の臨時取扱方 三〇六</p> <p>一〇 東海道本線芝罘停車場では浦合車及び浦合車間係貨物等に限り取扱 三〇六</p> <p>一一 船舶安全法施行規則等における管轄官廳指定 三〇六</p> <p>一二 青森線川井停車場で手荷物の取扱開始 三〇六</p>
<p>五 京都府立短期大学 三三八</p> <p>六 沖繩県 那覇市那覇市役所 三三八</p>	<p>一〇 武蔵松山郵便局本町 三三八</p> <p>二 松波駅前郵便局(松 三三八</p>	<p>三 七條郵便局中央市場 三三八</p> <p>四 大阪中央電話局東住 三三八</p>	<p>一 同規則第二條第一項の規定により郵便による規定の申込について定める件 三〇六</p> <p>二 十八條に規定する船員職業補導を行う船員教育機関等 三〇六</p> <p>三 内地連絡運輸規則中改正 三〇六</p> <p>四 区域中改正 三〇六</p> <p>五 鉄道局分界の一部中改正 三〇六</p> <p>六 鉄道局管理部及鉄道局工機部設置ノ件中改正 三〇六</p> <p>七 区域中改正 三〇六</p> <p>八 鉄道局管理部及鉄道局工機部設置ノ件中改正 三〇六</p> <p>九 田山の線の一部不通に伴う釜石西線仙八線釜石東線線中大橋間の旅客及び手荷物の臨時取扱方 三〇六</p> <p>一〇 東海道本線芝罘停車場では浦合車及び浦合車間係貨物等に限り取扱 三〇六</p> <p>一一 船舶安全法施行規則等における管轄官廳指定 三〇六</p> <p>一二 青森線川井停車場で手荷物の取扱開始 三〇六</p>	<p>一 同規則第二條第一項の規定により郵便による規定の申込について定める件 三〇六</p> <p>二 十八條に規定する船員職業補導を行う船員教育機関等 三〇六</p> <p>三 内地連絡運輸規則中改正 三〇六</p> <p>四 区域中改正 三〇六</p> <p>五 鉄道局分界の一部中改正 三〇六</p> <p>六 鉄道局管理部及鉄道局工機部設置ノ件中改正 三〇六</p> <p>七 区域中改正 三〇六</p> <p>八 鉄道局管理部及鉄道局工機部設置ノ件中改正 三〇六</p> <p>九 田山の線の一部不通に伴う釜石西線仙八線釜石東線線中大橋間の旅客及び手荷物の臨時取扱方 三〇六</p> <p>一〇 東海道本線芝罘停車場では浦合車及び浦合車間係貨物等に限り取扱 三〇六</p> <p>一一 船舶安全法施行規則等における管轄官廳指定 三〇六</p> <p>一二 青森線川井停車場で手荷物の取扱開始 三〇六</p>	<p>一 同規則第二條第一項の規定により郵便による規定の申込について定める件 三〇六</p> <p>二 十八條に規定する船員職業補導を行う船員教育機関等 三〇六</p> <p>三 内地連絡運輸規則中改正 三〇六</p> <p>四 区域中改正 三〇六</p> <p>五 鉄道局分界の一部中改正 三〇六</p> <p>六 鉄道局管理部及鉄道局工機部設置ノ件中改正 三〇六</p> <p>七 区域中改正 三〇六</p> <p>八 鉄道局管理部及鉄道局工機部設置ノ件中改正 三〇六</p> <p>九 田山の線の一部不通に伴う釜石西線仙八線釜石東線線中大橋間の旅客及び手荷物の臨時取扱方 三〇六</p> <p>一〇 東海道本線芝罘停車場では浦合車及び浦合車間係貨物等に限り取扱 三〇六</p> <p>一一 船舶安全法施行規則等における管轄官廳指定 三〇六</p> <p>一二 青森線川井停車場で手荷物の取扱開始 三〇六</p>	<p>一 同規則第二條第一項の規定により郵便による規定の申込について定める件 三〇六</p> <p>二 十八條に規定する船員職業補導を行う船員教育機関等 三〇六</p> <p>三 内地連絡運輸規則中改正 三〇六</p> <p>四 区域中改正 三〇六</p> <p>五 鉄道局分界の一部中改正 三〇六</p> <p>六 鉄道局管理部及鉄道局工機部設置ノ件中改正 三〇六</p> <p>七 区域中改正 三〇六</p> <p>八 鉄道局管理部及鉄道局工機部設置ノ件中改正 三〇六</p> <p>九 田山の線の一部不通に伴う釜石西線仙八線釜石東線線中大橋間の旅客及び手荷物の臨時取扱方 三〇六</p> <p>一〇 東海道本線芝罘停車場では浦合車及び浦合車間係貨物等に限り取扱 三〇六</p> <p>一一 船舶安全法施行規則等における管轄官廳指定 三〇六</p> <p>一二 青森線川井停車場で手荷物の取扱開始 三〇六</p>	<p>一 同規則第二條第一項の規定により郵便による規定の申込について定める件 三〇六</p> <p>二 十八條に規定する船員職業補導を行う船員教育機関等 三〇六</p> <p>三 内地連絡運輸規則中改正 三〇六</p> <p>四 区域中改正 三〇六</p> <p>五 鉄道局分界の一部中改正 三〇六</p> <p>六 鉄道局管理部及鉄道局工機部設置ノ件中改正 三〇六</p> <p>七 区域中改正 三〇六</p> <p>八 鉄道局管理部及鉄道局工機部設置ノ件中改正 三〇六</p> <p>九 田山の線の一部不通に伴う釜石西線仙八線釜石東線線中大橋間の旅客及び手荷物の臨時取扱方 三〇六</p> <p>一〇 東海道本線芝罘停車場では浦合車及び浦合車間係貨物等に限り取扱 三〇六</p> <p>一一 船舶安全法施行規則等における管轄官廳指定 三〇六</p> <p>一二 青森線川井停車場で手荷物の取扱開始 三〇六</p>
<p>一八 同事業執行行政機構 三三三</p> <p>一九 泉天津都市計画街路 三三三</p>	<p>一 第一號郵便局(兼本廳)等に郵便物集配事務開始 三三三</p> <p>二 私設無線電機無線電線の設置工事及び保守に従事することができるとする件の改正 三三三</p> <p>三 北浦和駅前郵便局(埼玉縣)移轉 三三三</p> <p>四 大別火山郵便局浦橋炭山分室(北海道)設置 三三三</p>	<p>一 第一號郵便局(兼本廳)等に郵便物集配事務開始 三三三</p> <p>二 私設無線電機無線電線の設置工事及び保守に従事することができるとする件の改正 三三三</p> <p>三 北浦和駅前郵便局(埼玉縣)移轉 三三三</p> <p>四 大別火山郵便局浦橋炭山分室(北海道)設置 三三三</p>	<p>一 第一號郵便局(兼本廳)等に郵便物集配事務開始 三三三</p> <p>二 私設無線電機無線電線の設置工事及び保守に従事することができるとする件の改正 三三三</p> <p>三 北浦和駅前郵便局(埼玉縣)移轉 三三三</p> <p>四 大別火山郵便局浦橋炭山分室(北海道)設置 三三三</p>	<p>一 第一號郵便局(兼本廳)等に郵便物集配事務開始 三三三</p> <p>二 私設無線電機無線電線の設置工事及び保守に従事することができるとする件の改正 三三三</p> <p>三 北浦和駅前郵便局(埼玉縣)移轉 三三三</p> <p>四 大別火山郵便局浦橋炭山分室(北海道)設置 三三三</p>	<p>一 第一號郵便局(兼本廳)等に郵便物集配事務開始 三三三</p> <p>二 私設無線電機無線電線の設置工事及び保守に従事することができるとする件の改正 三三三</p> <p>三 北浦和駅前郵便局(埼玉縣)移轉 三三三</p> <p>四 大別火山郵便局浦橋炭山分室(北海道)設置 三三三</p>	<p>一 第一號郵便局(兼本廳)等に郵便物集配事務開始 三三三</p> <p>二 私設無線電機無線電線の設置工事及び保守に従事することができるとする件の改正 三三三</p> <p>三 北浦和駅前郵便局(埼玉縣)移轉 三三三</p> <p>四 大別火山郵便局浦橋炭山分室(北海道)設置 三三三</p>	<p>一 第一號郵便局(兼本廳)等に郵便物集配事務開始 三三三</p> <p>二 私設無線電機無線電線の設置工事及び保守に従事することができるとする件の改正 三三三</p> <p>三 北浦和駅前郵便局(埼玉縣)移轉 三三三</p> <p>四 大別火山郵便局浦橋炭山分室(北海道)設置 三三三</p>

三五	同計西區政地廳止	三九三
三六	川崎復興都市計畫地城變更	四九三
三七	同計西區計畫變更	四九三
三八	茅ヶ崎都市計畫土地區劃審議決定	四九三
三九	都市計畫法第一條の規定により鎌倉縣伊佐郡大口町指定	四九三
四〇	鹿兒島郡大口町指定	四九三
四一	大阪市都市計畫事業一園地の住宅経営の執行特許	四九三
四二	砂防設備を要する土地指定(香川縣、高松縣)	四九三
四三	札幌都市計畫下水道等及び決定	四九三
四四	函館都市計畫下水道等及び決定	四九三
四五	津島都市計畫下水道等及び決定	四九三
四六	札幌都市計畫道路事業及びその執行年度決定	四九三
四七	森田都市計畫土地區劃整理決定	四九三
四八	丸根都市計畫同上	四九三
四九	春江都市計畫同上	四九三
五〇	松岡都市計畫同上	四九三
五一	金津都市計畫同上	四九三
五二	岡井復興都市計畫土地區劃整理追加變更	四九三
五三	前橋復興都市計畫道路變更の件變更	四九三
五四	前橋都市計畫公園中變更	四九三
五五	高崎特別都市計畫連絡道路事業及びその執行年度決定	四九三

五六	大分特別都市計畫公園決定	三〇〇
五七	大分復興都市計畫道路等中追加	三〇〇
五八	樺市計畫法第一條により山形縣西田川郡豊浦町指定	三〇〇
五九	山形縣豊浦都市計畫區劃審議決定	三〇〇
六〇	福島都市計畫一園地の住宅経営及び同事業並びにその執行年度決定	三〇〇
六一	和歌山若市計畫河内土地區劃整理事業の完了期限改正	三〇〇
六二	郡山都市計畫道路事業及びその執行年度決定	三〇〇
六三	郡山都市計畫道路事業執行行政廳	三〇〇
六四	小樽都市計畫道路追加變更決定	三〇〇
六五	旭川同上	三〇〇
六六	帯広都市計畫道路區劃整理決定	三〇〇
六七	天然紀念物指定	三〇〇
六八	國家公安委員會	三〇〇
六九	警察警察本規程第二十七條の規定に基づく職務等の名称位置及び管轄區域	三〇〇
七〇	警察警察本規程第二十七條の規定に基づく職務等の名称位置及び管轄區域	三〇〇
七一	警察警察本規程第二十七條の規定に基づく職務等の名称位置及び管轄區域	三〇〇
七二	警察警察本規程第二十七條の規定に基づく職務等の名称位置及び管轄區域	三〇〇
七三	警察警察本規程第二十七條の規定に基づく職務等の名称位置及び管轄區域	三〇〇
七四	警察警察本規程第二十七條の規定に基づく職務等の名称位置及び管轄區域	三〇〇
七五	警察警察本規程第二十七條の規定に基づく職務等の名称位置及び管轄區域	三〇〇

七六	西院法規委員會議程中改正	三〇〇
七七	報告書提出	三〇〇
七八	皇室事項	三〇〇
七九	行政事務	三〇〇
八〇	行政事務改善案	三〇〇
八一	行幸警備	三〇〇
八二	浪華御免案	三〇〇
八三	秋会始の儀	三〇〇
八四	圖書始の儀	三〇〇
八五	官廳事項	三〇〇
八六	昭和三十二年予算等について報告	三〇〇
八七	昭和三十二年一般會計予算修正(第一号)及び同特別會計予算修正(第一号)について報告	三〇〇
八八	昭和三十二年地方教育小用費増減取消	三〇〇
八九	昭和三十二年内閣官房人事係改定	三〇〇
九〇	昭和三十二年内閣官房事務分掌の改正	三〇〇
九一	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
九二	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
九三	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
九四	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
九五	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇

九六	物産廳事務分掌規程中改正	三〇〇
九七	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
九八	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
九九	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一〇〇	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一〇一	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一〇二	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一〇三	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一〇四	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一〇五	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一〇六	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一〇七	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一〇八	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一〇九	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一一〇	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一一一	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一一二	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一一三	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一一四	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一一五	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一一六	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一一七	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一一八	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一一九	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一二〇	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇

一二一	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一二二	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一二三	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一二四	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一二五	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一二六	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一二七	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一二八	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一二九	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇
一三〇	昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件	三〇〇

● 昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件

● 昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件

● 昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件

● 昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件

● 昭和三十二年勅令第三百一十一号に關する件

新編軍事要及びその
執行各條決定 二百元

伊丹及宇治臨長諸君
の報告書及びその代
理者 二見五

●昭和二十一年勅令第三百二
十一号に關する件 号外元
(二)元

●同第四号 一見元

●建設省 〇建設省
建設省分課規程中改正 〇和歌山縣
〇和歌山縣 〇和歌山縣
〇和歌山縣 〇和歌山縣
〇和歌山縣 〇和歌山縣

〇徳島縣

●定例縣議會招集閉會 三六

●定例縣議會招集閉會 三六

〇香川縣

●定例縣議會閉會 三六

〇佐賀縣

●縣議會閉會 一九七

〇鹿児島縣

●定例縣議會閉會 二〇八

土地收用公告

●第一号(起業者福野縣八幡
市) 〇〇

●第二号(起業者江ノ島電氣
鐵道株式會社) 一五九三

●第三号(起業者橋本鐵道) 一〇〇〇

●第四号(起業者愛媛縣) 一五二七

廣告

●資格審査結果公告第十五号 号外
同 七

●著作權法に基ずく規定(題
号男、著作者(林鶴子)) 一九二

●中央労働委員會の次期委員
候補者推薦の種切期日変更
について 〇二五

●公認會計士試験公告 一〇一八

●著作權登録(建設工業原價
計算調査報告) 一〇一八

●同上(銀行式簿記法の説明) 一〇三〇

●資格審査結果公告第十六号 号外
(〇) 三

--	--	--	--	--